

## 地域密着型通所介護の指定事務（見直し）について

## 目 次

- 1 新規指定の本委員会における取扱い・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 指定事務の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 資料 1－① 地域密着型通所介護事業所の指定フロー図（委員会なし）
- 資料 1－② 地域密着型通所介護事業所の指定フロー図（委員会あり）

# 1 新規指定の本委員会における取扱い

## (1) 現行の取扱い

地域密着型通所介護事業所の新規指定については、平成 28 年度第 1 回委員会において高齢者支援課が基準への適合性を審査して指定決定を行った後、本委員会へ事後的に報告する取扱いと取り決められています。地域密着型通所介護事業所の新規指定は公募によらず行われるため、随時申請を受け付け基準への適合が確認された場合、指定の拒否ができないことからこうした取扱いとなっています。

## (2) 介護保険法及び西東京市地域密着型サービス等運営委員会設置要綱の規定

介護保険法	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定)</p> <p>第七十八条の二</p> <p>(略)</p> <p>7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>8 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p>
西東京市地域密着型サービス等運営委員会設置要綱	<p>第2 所掌事項</p> <p>委員会は、次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。</p>

## (3) 新規指定の件数

平成 28 年度から令和元年度までの地域密着型通所介護の新規指定件数は以下のとおりです。

	新規指定件数
平成 28 年度	0 件
平成 29 年度	1 件
平成 30 年度	2 件
令和元年度 (9 月 1 日現在)	1 件

※運営法人変更による新規指定を除く。

このほか、新規指定に関する相談が年間 3～4 件あります。

## 2 指定事務の見直しについて

### (1) 目的

地域密着型通所介護事業所の新規指定については先述のとおり本委員会への報告事項として取り扱ってきましたが、協議事項へ変更することで地域密着型サービスの趣旨や介護保険法及び西東京市地域密着型サービス等運営委員会設置要綱の規定に則った取扱いとすることを目的として見直しを行います。

### (2) 具体的取扱い

現行の指定事務は別紙資料1-①「地域密着型通所介護事業所の指定フロー図（委員会なし）」のとおりですが、委員会での協議を挟む形で別紙資料1-②「地域密着型通所介護事業所の指定フロー図（委員会あり）」へ変更します。また、現行では随時受け付けている新規指定申請については委員会開催月に合わせて受付け期限を設定します。委員会を年4回開催する場合（※）、以下のようなスケジュールになりなす。なお、事前相談の締切り日は当該月末日、指定申請書の提出締切り日は当該月15日、新規指定日は当該月1日とします。

<スケジュール表（年4回の委員会開催の場合）>

	事前相談 (当該月末日)	指定申請書提出 (当該月15日)	委員会開催月	新規開設月 (当該月1日)
4月	期間①受付締切り			↑ ④
5月		期間①受付締切り		
6月			期間①の案件を協議	↓ ①
7月	期間②受付締切り			
8月		期間②受付締切り		↓ ②
9月			期間②の案件を協議	
10月	期間③受付締切り			↓ ③
11月		期間③受付締切り		
12月			期間③の案件を協議	↓ ④
1月	期間④受付締切り			
2月		期間④受付締切り		↓ ④
3月			期間④の案件を協議	

また、運営法人の変更に伴う新規指定については、すでに指定を受けた事業所が実質的に存続することから、引き続き本委員会へは事後報告事項とします。

※ 事業者からの事前相談なし・指定更新及び廃止等（協議案件）がない場合は、委員会の開催を省略する場合があります。